

◆ 1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行 ◆

# 関西労災職業病 9月号

(通巻第101号)

関西労働者安全センター 1982.9.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (〒550) 郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 機関誌拡大運動の成功を基礎に  
安全センター組織の拡充にとりくもう! ..... 1
- **寄稿** 「前にもよかったから」は危険..... 2  
ダイセル事故——会社側の甘い判断  
全石油ゼネラル石油労組堺支部 羽田野 健一
- シリーズ/マイクロエレクトロニクスと労災職業病(その1) ..... 7
- 前線から(ニュース)..... 10
- 針灸治療制限闘争..... 16
- **学習のページ** 労働安全衛生法を読む◎ ..... 17
- 我々はこのようにして振動病に立ち向った..... 19

全林野大阪地本 金銅 正夫

8月の新聞記事から/15 夏期カンパのお礼/9

# 主張

## 機関誌拡大運動の成功を基礎に 安全センター組織の拡充につとめよう

安全センターは去る八月一日、六甲山において第二回運営協議会を開催し、機関誌「関西労災職業病」百号発刊を契機として定期購読の大幅拡大運動の開始を決定した。八月二十一日より九月二〇日を拡大月間として、専従事務局・役員が一丸となって精力的な拡大運動が展開された。九月十九日現在にて三〇〇部突破を達成するとともに、多くの団体、個人において現在検討中という状況まで進んでいる。最終集約を十月末においているが、順調にいけば当初の目標である五〇〇冊突破も大いに可能性が出てきたといえるだろう。

我々はこの機関誌拡大運動を、安全センター運動を役員はもちろんのこと会員全体で支えていく体制作りと、未だ交流のない多くの労組、民主体との親ほく深めるといふ二つの大きな観点から展開してきたが、両方の面からかなりの成果を挙げつつあるといえるだろう。とりわけ後者についていえば、我々が拡大のために足を運んだ労組に限ってみても、これまでセンターとは全く交流がなく、初めてその存在を知ったというものであった。我々は先の第二回総会においても「安全センターは発足八年にしてようやく運動・組織の発展のための足場を作ったに過ぎない」とその置かれた状況についての総括をしているが、このことが改めて明らかになったともいえよう。

労災職業病闘争は労災被災者の救済の闘いとしてスタートし、労働運動全般の中においては少数派であり続けた。しかし、この運動が内にもっている思想「労働者一人一人の生活と生命を大切にしよう」ということ、働く者の権利を擁護し抜くという立場は、混迷する労働運動の中にあっても必ずよい影響をもたらすことを確信するものである。機関誌拡大運動に発揮されたエネルギーは、安全センターの運動、組織の拡充に今後大いに役立つであろうし、センターをより影響力のある組織として成長させていくためにも、今秋期闘争を通じて大いに組織の拡充に奮闘する決意である。

# ダイセル事故

## ”前にもよかったが”は危険

### 会社側の甘い判断

全石油ゼネラル石油労組堺支部 羽田野建一

## はじめに

堺市のダイセル化学工業で八月二十一日夕に大爆発が起きてからはや三週間になる。当日四名の方が即死され、昨日(九月十一日)までに重傷の二名の方が死亡された。その他重軽傷が近隣住宅街、工場の方を含めて百七十余名という大事故であった。亡くなられた方々の御 福を心から祈り、また重体で苦しんでいる方々の早期の快復を願う者である。

それにしても、警察によるの百名をこす従業員の事情聴取がまだ続いている様で、労基署の担当官も、

まだ充分事情を聞けていない状況らしい。地域の同業種の労働組合仲間には「全く面会謝絶だよ」と嘆いている。オフレコが多くて今だに公式発表ができていない。一体何があったのか。何ともやりきれない噴りと悲しみを感じている。この稿もそれゆえ、ほとんどの情報をマスコミから得ており、独自の資料を元にしていないことをお詫びする。

しかし、恥を承知で、あえて独断を含めてこの稿をおこす気になった背景を釈明しておきたい。第一に、”事故といったらゼネ石堺”と関西では名の知られた(?)製油所のオペレーターとして、このダイセル事故が他人事に思えないこと、第二に、ダイセル労働者のおかれた状況が極めて厳しいと想定されることだ。堺

地区評の議長が、事故の翌日の新聞に「労使とも安全への取り組みが甘いのではないか。ダイセル労組は、十年前に地域の共闘会議を脱会したが、それとともに会社側の合理化が進んだ」という談話がのった。その後、議長に数人の社員から、「お陰で正直に話せる」という電話があったという。およそ察しがつこうというものだ。

## 事故内容の

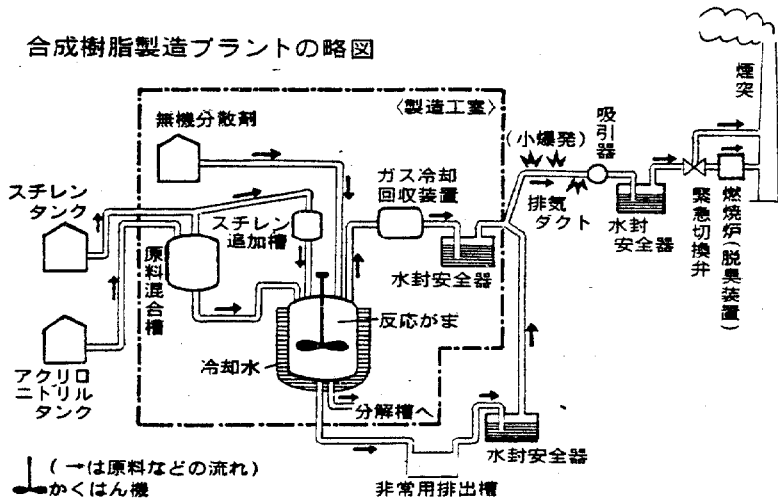
### 推定

このプラントはAS樹脂(アクリルニトリルとスチレンモマーの重合物)とABS樹脂(アクリルニ

リルとブタジエンとスチレンの重合(物)を製造している。鉄骨コンクリート五階建ての建物の中にあつて、最上部の四、五階に原料油(アクリルニトリルやスチレン)の追加槽がある。二、三階には、金属製の重合缶(高さ三メートル、径二メートルの円筒型、容量約十キロリットル、ドラム缶五十本分)が、A缶からG缶までの七缶ある。その階にコントロール室と休憩室がある。一階は電気や機械室か何かだろうか。

重合缶に各々の原料油を受入れ、七十〜八十度でかくはんしながら反応を適当な早さに調整し、分散剤を投入して一定の固さとして次の工程に送る。急冷しては固まりすぎるし、冷却不足では反応熱で温度があがり、原料油が揮発したり、アクリルニトリルが分解反応を起して危険になる。適当なかくはんと温度管理が決め手である。また未反応の原料ガスを逃がすよう排気ダクトがある。アクリルニトリルは刺激臭が強いので、燃やして煙突に送るようになっていた。

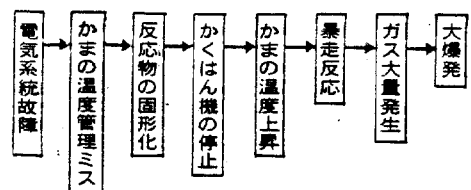
合成樹脂製造プラントの略図



しかし反応の原理そして温度や圧力にしてもエチレンプラントのように高温、高圧、複雑な反応ではない。運転したり止めたりも簡単にできる。それなのに何故こんな大事故になつたのだろうか。私には容易に理解できないことであつた。

事故の経過をたどってみよう。きっかけは十九日深夜の電気系統の故障で重合缶のかくはん機がストップした。どうにか仮配線してかくはんを開始したが、すぐ止つたりして、重合缶内の温度が上昇。排気ガスは燃焼装置を通さず、生ガスを煙突に逃がしたが、ダクトで爆発が起きた。その後、反応中の缶は冷却水により冷却して監視を続けた。しかし温度管理にミスがあつて、二十一日には缶内の温度が上昇して暴走反応を起し、ガスが大量に発生した。そ

容疑の濃い爆発への過程



のガスがもれて引火、大爆発となった。こんな風に推定されている。

抜本的対策を怠った会社側の判断の甘さはさげがたい。だが、それは具体的にどんな点か。さらに、本当の暴走反応によるガスの噴出だったろうか。死亡された六名は、いずれも課長や係長であり、工務関係三名、技術開発部二名、労務課長。重傷者六名の中に工場長と工務部長がいる。ヒラの従業員は四名だけ、よくみると製造部門(直接運転にタッチする)の職制の人がいない。何故だろうか。よるかくはん再開、再停止、ダクト

## 会社は安全だと

### 安心していた？

私の推測では(くり返すが現地取材ではなく、オペレータ経験と事故体験からの想像だが)、十九日深夜の運転停止後、重合缶内の残留液を抜いておけば事故はなかった。だが現実には真夜中の仮補修・仮設電源に

の小爆発と、深夜の恐怖が重なったのに、正しい処置がとられなかった。ここで会社側は決定的に判断を誤った。過去の経験から、抜き取ったら、反応途中の原料油の処置がやっかいであるとか、再スタートに手間がかかるとかの理由で、このまま冷やしながらゆるゆる反応させた方が安全だと判断したのではないか。小爆発の朝二十日には消防の立入りがあつて操業停止処分を受けた。一日すぎて二十一日午後にも消防が来所して調査、聞き取りの後、問題ない

19日午後8時40分 プラント 全にストップ。反応初期の、(合成樹脂製造工室)のGがまに原料を仕込み、反応がはじまる。原料は液状のアクリロニトリル、スチレン。  
11時13分 Cがまも反応開始。  
11時25分 「かまのかくはん機に回転異常」と、管理室のバネルが表示。この前後に、プラント内の電気系統がショートし、電気課長が故障箇所を探し回る(堺・高石市消防本部調べ)。  
11時52分 プラント一階屋上の変電設備に異常があり、電源を切る。かまのかくはん機が完

全にストップ。反応初期の、(合成樹脂製造工室)のGがまに原料を仕込み、反応がはじまる。原料は液状のアクリロニトリル、スチレン。  
11時13分 Cがまも反応開始。  
11時25分 「かまのかくはん機に回転異常」と、管理室のバネルが表示。この前後に、プラント内の電気系統がショートし、電気課長が故障箇所を探し回る(堺・高石市消防本部調べ)。  
11時52分 プラント一階屋上の変電設備に異常があり、電源を切る。かまのかくはん機が完

## 大爆発までの経過

の冷却水循環装置(シャケット)の温度が90度前後に(記録用紙)。Gがま不明。  
0時15分 脱臭装置の管理室で異常警報。排ガスの燃焼炉を停止し、緊急安全弁をひらき、ガスを燃やさず直接、煙突に逃がす。  
0時25分 脱臭装置のガス検知器の針が、最小爆発限界濃度の80%に迫る。直後に小爆発が起きて排気ダクトが十数力所破裂。  
1時24分 出動した消防隊は、かまの温度が60度に低下、安定している。会社側から説明を受け、二次災害防止を指示(員の証言)。  
2時0分 Cがまの温度計が、反応温度より10度高い80度で(記録用紙)。Gがま不明。「かまは60度で安定している」と報告を受け、引き揚げる。  
4時0分すぎ 前日の小爆発の再調査と応急対策のために来た消防本部員は、工場から「かまは60度で安定している」と報告を受け、引き揚げる。  
4時55分 現場作業のリーダーが巡回中、プラント内で異常警報を聞き、床に積状のガスが充満しているのを発見。  
5時25分 百数十名離れた工場本部で緊急対策会議中の幹部らが異臭に気づき、プラントへ向かう。  
5時27分 プラントが大爆発

と判断して四時頃帰った。それから一時間半後に突如としてガスが噴出して大爆発に至る。密閉された重合缶内にガスがどこからもれたのか。配管でもプチ切れたのだろうか。そのガスは暴走反応によるものだろうか。そんな温度上昇を見落すだろうか。午後二時の交代時にはオペレータは「温度と圧力に注意しろ」と申送っており、さしたる異常はなかったのだ。ここまでは会社の判断どおりで、消防も帰った。「そろそろ夕飯の時間だ」と五時前には休憩にもどったと思う。

だが、実は重合缶の内部では、表面が固まってしまっており、その内部に残った未反応の原料ガスがゆるゆると反応を続けて温度が上昇しつつあり、ついに五時すぎに、固化した表面を突き破ってガスが噴出した。別に暴走反応ではない。この時、重合缶の頂部マンホールのフタはしっかり閉っていただろうか。証言によれば、「G缶」は二十一日午後にはかくはん機が再び停止しており、「

缶の中に手を入れて指で押しても動かないほど固かった」とか、缶内部にも冷却水を注入していたが、「内部まで固まって下から抜き出せず上からバケツで吸み出した」という。異常反応によるガス発生など考えられていないことを示している。そして、上部から水を入れたり吸み出す作業で、密閉状態が保たれていなか

ったとしたら……。それだけならあれほどの大爆発にはならなかつたらう。二階重合缶室に充滿したガスが爆発し、C缶、G缶を損壊して二次爆発を起こし内容物の全てを一気に爆発、燃焼させるに至ったのではなからうか。

ここで、私の前述の疑問―何故運転部門外の職制ばかり多勢が重傷を負われたか―との関連で、次のように推測せざるを得ない。

関係者の全てが、次の運転再開までの中間的停止で、何度も経験した作業であり安心していた。ガスもれなど一、二度あったかもしれないということだ。危いけど行ってしまえ



という変わる直前の黄信号を走り抜ける心情に近かつたかも知れない。暴走反応やガスもれの恐れが少しでもあれば、直前に来ている消防担当官に、全くウソをつききれるだろうか。私はそこまで考えたくない。

また通常は三人一組のオペレータを二人に減らしている。土曜休日を返上して、修理関係の人たちだけが十名ほど作業していた。終業時すぎ、工場長以下、職制の人たちだけが、工場長以下、職制の人たちだけが残って一服……。それが五時前後だったのではなからうか。

オペレータは五時すぎの定期巡回中にガス異常発生の警報ベルを聞いた。すでに重合缶室はガスが充滿。消化栓で放水しようと準備中に爆発したという(K氏談)。一方、休憩中の職制の人たちは、異臭に気付いて重合缶室への階段をかけたのほり、室

に入るか入らないかのところで爆発に出合った。事実、コンクリートで囲まれたコントロール室やオペレータの休憩室は破壊されコンクリート片で埋まって、爆発のひどさを物語っている。だがここには運転を停止していたので誰もおらず幸いであつた。

## もし組合が

### 強かったら

以前大丈夫だったから「これまで問題がなかったから」という論理がしばしばまかり通る。これは決定的に間違っている。論理ではない。よくよく調べて過去の実績から判断するならば良いが、危い橋を渡ってきたのに知らぬふりをするのは許せない。いみじくも今回の事故について、輿石取締役は「こんな長い停電事故はなかった」と発言している。過去は短時間だったから未反応ガスもさし

て反応せず固まってしまふこともなかったといっているに等しい。内々心配だったのだろう。

幹部とオペレータの力関係はどうか。どうもオペレータは「おかしい」と疑っていたようだ。冷却水を上から注入したり、まわりからかけたりして懸命に防止策をしている。原料ガスが固まった表面からもれていたりと、内部の温度が少し高いのではないかと判断していたかも知れない。抜き取りなど進言したが拒否されたのではないか。職制やエンジニアから「そんなはずはない。ゆっくり反応するんだから大丈夫だ」と説得されたかも知れない。日頃の、設備や労働条件も厳しいだろう。

もし、職場の力が強かったら、会社幹部はあとの反発を恐れて、早目に処置をとっていたかも知れない。このことは十九日深夜から二十日早朝かけての仮補修と運転経続の強行とも関連する。この間に（私達の感覚からしたら）抜きとるとかの手を打たないとおかしいと思うのだ。お

かしいと思つたら機会あるごとにおかしいと主張して正す職場慣行を確立しておくことがいかに大切か。前述したように、ダイセル工場の職場は、黙して語らずの権力的な関係があつたように思う。

事故をめぐる推測はこの辺で許してもらおう。同じようなプラントで仕事をし、片方で安全闘争などにとりくんできた立場からの、我が身にすりよせた極めて主観的な感想である。公式発表が入手できたら、再び検証したい。

## 住工混在の危険と

### 会社の秘密主義

今回の事故は地域への影響が大きかった。ようやく八〇%ぐらいの補償が完了したという。樹脂プラントの移転も検討対象になつている。しかし心の傷は癒えない。最近、工場

新連載

# マイクローエレクトロニクスと 労災職業病

(その1)

コンピュータやロボットが人間にかわって労働をする、それによって人間は労働の苦しみからのがれることができ、だれもが豊かに自由な時間をもつことができる。これが人間の夢だ。(ほとんどの人がそう思ってきた)しかし、現在のMEブルーはとてもしう夢には程遠く、

こう水のようにおし寄せてくる「より便利な機種」のために労働は増々強化される。こうしたことは事務所、工場を問わず様々な形でおこっている。コンピュータ化が進む過程の一時的な現象で、将来は軌道にのり楽になるかと思いきや、そのころには人員削減によって、仕事の密度は

今、一人の婦人労働者の例を上げてみよう。  
昭和四九年、会社がコンピュータ導入を決定すると同時に入社。講習を受け、コンピュータ導入のた

「コンピュータ化で増える  
職業病の典型」

わきを歩いてみたが、下校時の子供達の話題になっていた。「あんどきな、母ちゃん夕飯つくってたんよ。爆発でガラスがこわれてな、手をケガしたんや」と恐怖を話している。ダイセルはコンピュータ防災法には関係なく消防法だけという。十メートル離れておればいいので町工場並だ。しかし工場は新技術で大型化し

拡張してきた。住宅地は田んぼをつぶして工場に近寄った。この事は企業の秘密主義にも通じないのは半ば常識だ。イメージダウンになる。官庁への諸手続きに不利、更には地価の低下になるとか、ひどい話だ。住民への企業や行政に事業内容の公開、住民の立入調査権、

新規設備の進出・拡張への拒否権など保障されるべきだ。  
今回の事故は、高度成長のツケが顕在化したともいえるわけで、無抵抗の現状に対し労組としても一市民としても口惜しい出来事ではある。  
文中の図、表は朝日新聞(九月一日付)より転載



めの得意先コードを作製したり、カードをつくったりの作業を始める。五〇年半ばになり、会社でコンピューターが本格的に稼動する。データ入れ、プログラム複製及び修正、パンチ、オペレーション（機械操作）等、コンピューター室でキーとブラウン管相手の格闘が始まる。しばらくすると新しい人が一人入社するが、それでも月末の支払日前後は目の回る忙しさ。手形処理、書類のファイルチェック等もあり、決算の十一月は最も忙しい。

次の年、やっと仕事に慣れた新しい人が病気で休み、仕事量が増加。五二年に新機種に変えるため、プログラム変更作業。昼休みもとれないし、緊張の連続。新機種導入は予定通り進み、他にもパンチ専門の機械を入れ作業密度は更に濃くなる。病気になるたもう一人はそのまま退職。更に厳しい機械との格闘が続く……。

そして、彼女にやがて頸肩腕障害の重圧がのしかかっていく。「……

五六年三月、人指し指の第一関節が

# 職場が

# コンピューターに

# 侵略される

講師：嵯峨一郎氏（東大助手）

日時：10月8日（金）午後6時～8時半

場所：此花会館（環状線「西九条」駅下車）

会場費：300円

主催：此花労働者センター（06-465-5441）

# 夏期カンパ の お礼

皆様におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。また、当安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し、心より御礼申し上げます。

さて、7月下旬より当安全センターの財政基盤の強化のため、皆様に御協力をお願いしてまいりました82年夏期カンパは、9月20日段階で、

1,369,305円に達しました。皆様方の御厚意に対し、厚く御礼申し上げますと同時に、安全センター一同、更に精進、努力してまいります。

今後とも、よろしくお願ひ致します。

痛む。スチール製の机、データパンチの機械、ハサミ等にふれると激痛を感じる。タオルのハンカチを敷いて腕をのせる。ドアをノックすると指の関節が当り痛む。ミシン目の入った用紙を左の人指し指で押さえてちぎるのが苦痛。またかと思われるので会社に言う機会を待っている。四月、手が両方ともはれ上がる。……

よって生産性は上がるが、こうした職業病が増えることはまちがいないだろう。

さて、こうした職場への影響を及ぼすオフィスオートメイションと、工場での産業ロボット化の進行は、ここ数年の半導体技術の進歩によるものである。トランジスタからIC(集積回路)へ、更にLSI(大規模集積回路)へと開発が進み、コンピュータは飛躍的な小型化、コストダウンをなしとげている。しかも、小型化することによって計算速

## 半導体技術の進歩とME

度も飛躍的に速くなることから、これまで大量計算から複雑な判断が可能になってきたのである。それをもとに、様々な分野への応用が進んできた。

したがってこのシリーズでは、まずコンピュータのしくみについて簡単にふれておき、その具体的な職場での出現のしかたについて述べたいと思う。その後、ME化の進行がもたらす職場の安全衛生や防災職業病への影響について述べ、関西におけるいくつかの職場での実態を調べて、この新しいテーマにおける問題の所在を明らかにしていきたいと思う。

(つづく)

# 前線かま

## 塗装劣働者の脳卒中

### 「業務外見解」の劣基署

#### 事実誤認で

#### 再調査確認

## 西淀川

・全金ニッコー金属支部

九月三日、り示したところから交渉は

全金ニッコー 当初より粉糾した。

金属支部、お

よび全金大坂

地本、同西ブロック、安全

センターは、西野田劣基署

と交渉をもち、同支部の組

合員である平野氏の脳卒中

につき早期に労災として認

定するよう要求した。とこ

ろが、同劣基署は、「調査

を行ったが現段階では労災

は困難」との見解をいきな

組合側は従来より平野氏

の時間外労働が他の労働者

に比して極端に長いこと、

および卒中発症の数カ月前

より導入が始ったといわれ

る看板方式に伴う身心の疲

勞の増大を労災の基本的な

要因として主張しているが、

署側は当初、「残業も大し

たことない、看板も導入さ

れていない」というような

全く事実誤認もはなはだし

い見解を示したのである。

組合側の激しい追及によっ

て署側もしどろもどろとな

り、それでも「見解は変え

ない」と居直っていたが、

最終的には組合より追加意

見書、医師意見書を提出す

ること、およびこれまでの

見解は白紙にもどし、これ

らの資料を踏えて再検討す

るということが確認された。

次回交渉は、九月三〇日に

設定されているが、事実上

の決着が予想されるところ

からも、多数の参加を期待

したい。

## 東大阪

### 保育劣働者の頸肩腕、腰痛 問題で学習会を開催

・四条暇市職

九月二〇日、四条暇市職 新井医師、健診部、安全セ

労働保育所部会は、頸肩腕症 ンターより榎本が出席した。

および腰痛問題につき学習 同劣組では、保母の頸肩

会を行い、松浦診療所より 腕、腰痛等の訴えが強くな

つた四〜五年前よりアンケ

ート調査などのとりくみが

始まり、また六〜七年前か

らは当局による職業病健診

も行われるようになってい

る。しかし、健診も現在の

ところ組合のとりにくみとは

十分にかみ合わず、既にか

ちとられている時間内通院

制度も十分に活用されてい

ない状況にあるという。また、過去二名の保母が頸肩腕障害の公務災害申請を行ったが、いずれも却下された経過もある。

今後、公務員労働者に対する攻撃が強まること

予を積極的に支援していきたい。

# 9/6 岩佐訴訟控訴審

## 初の証人尋問

### 大阪

合宿で労働被曝研究会構想も：  
岩佐訴訟を支援する会

岩佐訴訟を支援する会は、八月二十一日二十二日の両日、堺臨海ホテルで合宿を行った。例年同会によって行なわれてきたが、原発被曝をめぐる情勢が深刻化するに従って参加者も増え、去年、今年と各方面から二〇名

をこえるものとなっている。特に今年は、岩佐訴訟の法

想される中で、保育労働者の職業病の増加も十分に予想され、今後安全センターとしても同労組のとりくみを積極的に支援していき

た。今回は、裁判の今後を占う明るい材料となっている。なお、同日午後六時から部落解放センターにおいて会の代表であった故岡村先生の追とう集会が行なわれ、岩佐訴訟支援運動の中で先生と知り合った百名をこす人々が参加し、共に別れを惜しんだ。

九月六日午後二時より第六回法廷が大坂高裁大法廷で行なわれ、満員の傍聴席を背に主治医の田代医師の主尋問が行なわれた。田代医師は「放射線皮フ炎」と

岩佐訴訟第七回法廷  
十一月十六日 午後二時  
於・大阪高裁二〇二号  
田代医師の反対尋問

の診断を否定した地裁判決の初歩的でありながら決定的な認識の誤りについて、七三年の初診時からの様子を詳しく証言し、症状が放射線皮フ炎以外ではありえないことを改めて明らかにした。法廷は二時間で終了したが、控訴審になってから最大の支援傍聴者を集め



# 〇A化の中の頸肩腕被災者

## 会社の被害はぬのけ特災申請へ

Aさんは、大阪市西区のB会社に昭和四九年に入社したが、会社が新たにコンピュータを導入するに伴い、当初よりその仕事を事実上一手にひき受けることになった。IBMにおける講習に始まり、その後、経理全般をコンピュータ処理することになり、パンチ・オペレーション等、全てが彼女の仕事となった。その中で除々に体調が悪化、五二年末の決算業務終了後より頸肩腕障害を発症するに至った。その後毎年、業務繁忙期には症状が悪化、通院先のC病院においても、五六

年六月に至り「頸肩腕症候群」との診断が下されるに至った。

Aさんは、労災で治療を受け身体を治してから働きたいと会社にその旨訴えたが、労災にするかしないかは会社が決めること、これを拒否、挙句には、解雇もにおわせてAさんの主張を退けようとしたのである。しかし、このままでは身体がガタガタになると判断し、九月五日、大阪西労基署に会社証明のないままに申請に踏み切ったものである。今後、認定問題をはじめ、会社との関係で多くの問題の発生が予想されるが、センター全体の問題としてとりくんでいきたい。

### 堺

## 出勤途上の心不全死 通災申請へ本格的とりくみ

### 全金大阪ベアリング支部

全金大阪ベアリング支部は、同労組組合員で、今年六月三〇日、出勤途上で倒れ死亡した緒方氏の通勤災害問題のとりくみを開始した。同労組より全金大阪地本を通して安全センターにも相談があり、協力して調

査活動を開始した。緒方氏は、駅で上司と待合せしていたので朝自転車で家を出たが、途中で定期を忘れたので家にひき返し、待合せ時間に遅れまいと、急いで自転車走らせ、駅に向う途中で倒れ死亡した。

既に、会社を通して通勤災害の申請は出していたが、死亡の直接原因が急性心不全であり、認定された事例が少なく、労基署も難色を示しているので、組合としても本格的にとりくむことになったものである。秋闘の中で、安全衛生関係の課題の一つとしてとりくむことになっており、現在調査活動が進められている。

も相談があり、協力して調査活動を開始した。緒方氏は、駅で上司と待合せしていたので朝自転車で家を出たが、途中で定期を忘れたので家にひき返し、待合せ時間に遅れまいと、急いで自転車走らせ、駅に向う途中で倒れ死亡した。

# 阪南

## 運送労働者の急性心不全死 死亡現場(舞鶴)調査で ●有力事実●

本誌六月号(九八号)で既報した、松村氏の急性心不全労災問題で、九月二日、死亡現場である舞鶴市の金物店へ現場調査を行った。

事前に調査した資料によ

ると、松村氏は八〇年七月二四日、波板の納入先である舞鶴市の金物店で倉庫に波板を運搬中に死亡したもののだが、前日に夜八時半まで大阪で積込作業をしており、当日も深夜二時頃大阪を出発していることがわかった。更には、他の納入先には機械設備があるのに、当日の金物店のみなく、大量にしかも人力で倉庫に運搬するこほう作業であった

ことが判明した。

現場調査は、これらの事実を裏づけるためと、作業内容のより明確な把握のために行われた。朝十時に大

# 南大阪

## 八月期針灸学習会が終了 今期も約30名の修了

五月から行なわれてきた

第八期関西労働者針灸学習会が、すべての日程を終了し、九月十六日に修了式を迎えた。二八名の修了者を出した今年の学習会では、職場で腰痛やケイワンに苦

阪を出発し、夜七時近くまで、現場である金物店、死亡診断した医師、警察と調査をしたが、運搬する波板は一回で重量が六〇キログラム以上もあり、入社して半年の松村氏にとっては非常に過激な業務であったこと、倉庫に至るまで回りに物がおいてあり、通路が一

作業がしにくかったことがわかり、松村氏の死亡に当日の労働が非常に影響していることが増々明らかになった。今後、今回の現場調査をふまえ、意見書を作成し、労基署に労災申請をするこ

メートルくらいしかなく、しみながら、共に針灸の技術を習得することによって、楽しみながら自らの生命と健康を守っていく自覚を高め、職業病闘争を発展させていくという初期の目的が改めて明確になってきてい

るといえよう。それは、今年初めて行なわれた九月九日の参加者交流会の感想の中で多く述べられ、共通の課題として認識されてきている。

毎週一回、仕事を終えて学習会に参加することはかなりの努力が必要であるにもかかわらず、実行委を始めたとして三〇名をこす参加があるこの学習会には、今後増々多方面へ経験を拡大

していくことが求められて にはまとめられる予定で  
いると言えよう。なお、参 加者の感想文集は今年末ま

## 此花 地労委命令の実効確保求め 大阪府労政課と交渉 ・住電差別賃金撤廃闘争

これまでも当機関誌で何 撤廃—中労委闘争を多くの  
度か報告したように、住友 闘争労働者の支援のもと、  
電工(此花区)で働く六名の 闘い続けている。  
労働者は、現在、未払い賃 去る八月二五日、大阪高  
金—高裁闘争と、差別賃金 裁において未払い賃金闘争、

第五回公判が開かれた。開 に至り、この間申立人側は、  
廷直後、裁判官は「和解す 会社に地労委命令を守らす  
る気はないか」と言い出し、 べく抗議行動の一環として、  
原告側はあつけにとられる 九月十一、十八日の両日、  
始末であった。この和解勸 大阪府労政課に行政指導を  
告の意味するところを察す するよう交渉をもった。申  
るに、裁判官も、あの無茶 立人側は当初より文書によ  
苦茶な一審判決を、どうみ る行政指導を要求していた  
ても「正しい」と判断する が、まだそこまで至って  
ことができなかった結果と らず、現在、労政課による  
しての和解勸告だったよう 会社側に対する「聞きとり」  
に思える。 が始まっており、これから  
一方、差別賃金闘争は、 も交渉は続行していくこと  
六月三日、会社側は不当に になっている。

## 八月の新聞記事から

八・八 漁船船室に冷凍用ガスが漏れ、酸欠で船員  
二人死亡(富山)

八・十一 農薬散布ヘリ墜落、操縦士死亡(滋賀)

八・十三 クロロキン薬害訴訟(刑事)で傷害罪不起訴  
は「不当」と検察審査会が東京地検に再捜  
査申し入れ

八・十九 北炭夕張が閉山—従業員二千人は全員解雇  
(管財人発表)

八・二二 堺のダイセル化学工場で大爆発—住宅密集  
地巻き添え、従業員四人即死、住民ら六八  
人が重軽傷

## 針灸治療制限闘争

八・二三

ダイセル爆発事故！会社に操業停止命令、刑事責任追及へ

八・二六

日航機墜落事故！機長に判断能力がなかったとし刑事責任問えず日航の過失追及へ

四日市内の工場と住宅地の混在地区にある合成ゴムと樹脂の保管倉庫が爆発！住民ら十三人ケガ

八・二七

石垣島で南西航空機が着陸に失敗し炎上、四一人重軽傷

八・二四

大型トラック二台が衝突し塩素ガスが漏れボンベ爆発（名阪国道）

八・二八

五三年におきたユシロ化学工場（枚方市）爆発事故で技術責任者らに有罪（大阪地裁）  
老人医療費の有料分を自治体で公費負担することを大阪府医師会が要望

# 反撃の闘い

## 関東全域に拡大

三七五通達発令後、関西地方で口火を切った反撃の闘いは関東地方にも拡大している。八月二五日神奈川県評、三〇日東京地評が局交渉を行ったのを始め、埼玉、茨木、栃木、群馬、山梨、千葉を含む総評関東ブロック（八地評）で統一した取組みが進められている。また、日本医師会からの強い圧力によって、医療機関内と医師による針灸治療を認める事務連絡が出されている。通達のもつ矛盾を具体的事例で打破り、労働省の官僚に治療制限が全く現実の治療実態に合っていないことを全国各地からの闘いをもって知らしめていこう。

## 県評中心に

## 次々と局交渉

### 神奈川県

七月九日、神奈川県評は守屋県評副議長を先頭に労基局交渉の行った。県評各単産、被災者等六〇名が参加し、局側は原局長が答弁した。局は裁量の幅はないので通達通り実施したいと話し出し、交渉団からの追及には「皆さんの意見を本省に伝える」という対応に終始した。結局、神奈



川局としての見解は一切述べずに次回もちこしとなった。

神奈川県労働職業病センターは局交渉をふまえ、県下十二労基署中の九ヶ所で署交渉をもった。七月二十八日から八月十一日の二週間の間に、延べ二〇〇名近くの労働者、被災者が結集、横浜北署には四〇名以上が参加した。それぞれ被災者に不利益にならないように局に上申することを約束し、八月十二日行なわれた課長会議でも交渉をうけた署からの意見が多数出されたとのことである。

しかし、八月二五日再度行なわれた局交渉では、局としての見解表明はできないと居直り、県下の針灸患者数を明らかにせよとの要求にも一切答ええないという不誠実な対応に終始した。結局、県評の要望については局として検討するということで怒りのウズの中で交渉は終わった。

## 東京

八月三〇日、東京地評は東京労基局との交渉を行った。四五団体、六〇名余が参加して、あらかじめ用意した質問状にそって交渉が進められた。治療制限の根拠は何か、針灸治療は医療行為にあたるのかなど二三項目に及ぶ質問に対し、局は全く答えることができず、大部分が保留のまま次回交渉にもちこすことになった。東京地評は九月十六日に、質問書に明確な答弁ができるまでは通達の実施を停止すべきだとの要望と追加質問を加えた申入書を渡し、再度交渉をもつことになっている。

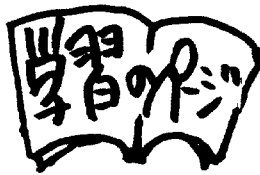
## 総評関東ブロック

総評関東ブロックでは、東京、神奈川が中心となり共同の取組みが検討されている。交流集会、学習会などを行い統一要求をまとめる、各地評で局交渉を行う、他ブロックにも取組みを要請するなどが考えられている。また、既に埼玉では局交渉もたれた。

## 医療機関での治療を認める

七月十二日付で医療機関内及び医師による針灸治療を労災保険で認める事務連絡四三号が出されていることが判明した。それによると ①支給対象は一般医療と併用している場

# 労働安全衛生法を読む



## 就労拒否権について

⑥

すべて事業主が

行うべき措置と規定

これまでの学習の中において、労働安全衛生法の基本的性格は、安全衛生に関する資本の主導権確立にあることを述べてきたが、危険有害作業に対して労働者が就労を拒否できるかどうかという問題が発生した場合、労安法はどの程度その権利を保障しているのか、今回のテーマは、この労働者の就労拒否権である。

労安法第四章は、「労働者の危険または健康障害を防止するための措置」として、二〇条から三六条までをあてているが、今回、特に問題と

合のみ ②治療機関は三七五通達に準拠するが ③六ヶ月目の診断書は必要なく、九ヶ月時点で医師より意見書を求めて処理することになった。更に、前文でこの取扱いは日本医師会も了解していると明記しており、

出された事務連絡は、労働者、被災者に対しては通達の幅は一切ないと強硬な態度をとりつづける労働省が、医師会からの圧力には簡単に譲歩するといふ反労働者の体質をもっていることを如実に物語るものである。

なるのが二五条及び二六条である。二五条は、「事業者は労働災害発生の急迫した危険があるときは直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならぬ」と規定しており、違反についても罰則がある。また二六条は、「労働者は事業者が第二〇条から前条(二五条)までの規定に基づき講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならない」とし、やはり違反についての罰則を定めている。ここで一番問題であるのは、二五条の緊急避難の項を典型として、全てが事業主が行うべき措置として規定され、労働者はその措置に従う義務があるという形式である。労安法制定にあたり、労働省は「法の実効を

上げるため」と公式説明しているが、現実には、社会党が労働者の緊急避難権の成文化を要求したのに対し、「労働争議の戦術に利用される」とこれを拒否したという経過がある。つまり、少くとも労安法自体は労働者の直接的な就労拒否権を認めないことになる。

### 措置が講じられなければ

### 就労拒否の権利

法二六条（同種規定として三二条三項がある）は、ややもすれば防災防止の最終的な責任が労働者に転嫁しやすいしくみとなっており、いわゆる災害不注意論の法的な背景ともいえる。現実に同条の主たる役割

はここにあるといっても過言ではない。しかし、法二〇条〜二五条までの規定、とりわけ二五条の事業主の労働者に対する緊急避難措置義務と二六条とを併せて考えるとき全く別の解釈がなりたつ。つまり、労働者に対して罰則付きで一つの具体的対応を強制している場合、労働者の義務の内容は、「事業者が……講ずる措置に応じて……」と補完的に決められている以上、仮に事業者が法に違反して措置を講じなければ、労働者は自主的にその仕事をストップする以外には方法はないことになる。具体的に考えてみると、例えば、労働安全衛生規則（労安衛則と略）四七条では、一項において、五トン以上のトラックに荷積み、荷降しする時は墜落防止のため、安全に昇降する設備を設けねばならないという事業者の義務規定があり、二項において、労働者がその設備を使用する義務を定めている。この場合、会社が設備を設けていなければ、労働者は第一義務的には昇降段をつけるという要求をすることになるが、逆に言えば、設置されるまでは就労できないという要求も、就労拒否もいずれも法律適合行為であることは明白である。そして、このような規定のしかたが労安法の大勢であり、それに従って関連規則の枠組も同様である以上、労働者には少くとも労安法及び関連規則に規定のあるものについては、危険有害業務に対する就労拒否権が存在していると考えるのが妥当であろう。また、先に述べたように、法二

## 労働者と共に歩む医療活動の九年間

# 労職研運動

京大・阪大労災職業病研究会

¥ 1500

送料 300円

(冊数に関わらず)

六条にいう急迫した危険がある場合には、労安法の他の規定を借りるまでもなく、労働者の緊急避難の権利が認められるのはもちろんのことである。

## 大切なのは権利の

## 職場での実力行使

以上、この問題についての一応の理論立てを行ってみたが、これらを職場の闘いに活用する場合には、いわゆる順法闘争の形となる可能性が大きい。よく「労安法を全部守っていたら会社もたない」というような話を聞くことがあるが、実際には日本の労安法の水準は極めて低いものである。イギリス等における関係法規では明確な就労拒否権が成文として存在しているのははじめ、個々の安全衛生義務もより厳しいものである。これはその国における労働運動の水準であり、歴史的に形成されてきた安全衛生の常識の水準ではあ

ろうが、日本においても、労働者の人間としての尊厳と、生命を守るということが現在ほど労働運動の原点として重要な時期はないと思われることから、「安全に働く」ということについての見直しが必要と思われる。

危険有害業務に対する就労拒否権、及び労働者の直接的な権利としての緊急避難権が日本の労働法に成文化されるにはまだまだ多くの困難が伴

うことは明らかである。しかし、現在の労安法に依っても、その権利の行使はかなり可能であり、それが順法闘争という形で展開されるかどうかは別として、権利の職場における実力行使の積み重ねと、横への波及によってのみ、「緊急避難権は労働争議に利用されるからダメだ」というような資本の代弁をする政府・労働省の見解を変えていけるのだと確信するものである。

関西労働安全センター2期講座より

# 我々はこのようにして振動病に立ち向かった

全林野子大阪地本

## 金銅正夫

## 国有林では1/2 民有林では三万人の 振動病被災者

全林野子といえば、振動障害、白ろ病の闘いということがすぐ頭に入ると思えます。振動病に対する全林野のとりくみと今後の闘いの方向などについて話し、この後の映画「この痛みを知れ」が作られた背景をも知ってほしいと思います。

現在、国有林において振動病認定者は、今年の三月末で三五八七名であります。これは実にチェンソーを使う者の二人に一人は認定者であると理解して致ければいいと思います。これほどまでに認定者が多いわけですが、まさしくこれは国の企業で振動工具を使う二人に一人が振動病の認定者であり、これは世界中どこを歩いてもないというほど異常な発症率を見ているわけです。加えて、これも映画に出てくると思いますが、問題なのは民間林業に働く労働者です。これは労働省資料であります。推定で十万人労働者がいます。この中で今認定になっているのが六五六一名、とくに全山労協という労働組合を組織していますが、これらのある県段階でようやく六五六一名の認定を勝ちとっているわけです。

組織であって、今後の全林野のとりくみはそこに集中されると思います。この中には女性がチェンソーを使って振動病に侵されるという実態もあり、後ほど映画に出てきますので、その点じっくり見ていただきたいと思えます。一体なぜこれほどまでに振動病が蔓延し、そして大量の患者が発生したかという背景について少し明らかにしておきたいと思えます。

## 振動病大量発生の

### 北月 景

ある学者がそういうことを言えば、マスコミがこれを利用しないことがないのであります。皆さん御記憶にあるかもしれませんが、昭和四〇年にNHKの現代の映像という番組で「白ろうの指」というのを上映しました。この上映をきっかけに振動病問題がようやく社会問題化するわけですが、それと軌を一にして向側の宣伝をして、一挙にロコツを攻撃をしかけてきました。つまりマスコミの宣伝によって、白ろう病は自分で思い込んでいってつくる病気だという宣伝が、徹底的に職場の末端のところまでやられました。



これによって認定がかなりおくれるわけですが、同事に大事なものは、そういう宣伝が一定程度いきわたると、労働者の仲間どうしでいがみあいが始まるわけです。病人と一緒に仕事をすれば自分達もおかしくなってしまう、へたをすれば首切りになるのではないかと、だから自分が病気であってもそれをかくして、仲間と遠慮しながら仕事をするようになってしまう。

国有林で働く者どうしは、冬の間は雪がふるために仕事をしない季節的な労働者ですので、四月から十一月までの臨時雇用です。わずか六月ないし八ヶ月間に一年間分の生活費をかせぐという事で出来高作業で、しかも健全者も振動病にかかった認定者も一緒にたつて作業をします。木を一本切れば何百円というように単価を決めて、多く切れば切るほど銭になるというしくみになっていて、しかも健全者も認定者も同じどんぶり勘定ですから分け前も全く同じです。だから、振動病にかかれ

ば、やはり握力などが落ちるために労働の密度というものが非常に低下する。それでもあたり前の賃金をどんぶり勘定で分けてやらねばならぬという事で、仲間どうしで病人をはじき出すという内部のいがみあいが始まるわけです。そういうことによつて、非常に認定が遅れ、治療がおくれることになってしまいます。

また、病気をかくすものだから、一日に何時間もチェンソーを使うようになる。一日に八時間労働ですが、はなはだしいのは六時間も使うという事です。チェンソーは自動のこぎりですから、今まで手ノコを使用していたものを自動に変つて生産が上るわけで、チェンソーの導入により、実に仕事量は二三倍も増加し、反対に雇用数は四〇％も減少したのです。手工具とチェンソーを使った場合の生産は五〇％も上るといふすさまじい勢いでありますから、これによつてどんどん振動病が増えていくわけです。

## 賃金自主規制から

### チェンソーぶんなげ闘争へ

従つて、この生産性の向上、つまり合理化病ということ、私達は内部のいがみあいに対して徹底的に闘争をしました。私はブッシュクリナーといつて草刈機、振動工具になつていますが、をやつた経験があります。実は仲間と胸ぐらをつかみ合つてケンカするぐらいの議論をしました。私は、昭和三五年当時現場の労働者として、タバコが大変好きでした。一日六〇本相当吸つていたわけですが、今はタバコをやめてから一〇年になります。つまり、どういふことで説得したかという、振動病治療にタバコはよくない、血液が濁つて血液の循環が悪くなるのでタバコは絶対にやめなければならぬという先生の指示があり、これを幹部がタバコを吸いながらやめてほ

しいといってもダメなんです。だから私は、好きなタバコをやめて説得したわけです。タバコをやめるとい

を使う時間が増えるので白ろり病になるわけです。だから、全林野が胸ぐらをつかまえて一つつオルグをしたのは、賃金の自主規制と

もらっていたものを五千円におさえることになる。病気をとるか銭をとるか、どっちをとるかということ

っていききました。

これは大変な抵抗がありました。

○年にチェンソーをぶんなげるとい

もう一つの問題は、極めて短い雇用期間の間に一年間の生活費をかせぐのですから非常に銭がほしいわけです。出来高払いというのは働かなければ銭がとれない。先ほどのい

イキをやって大幅賃上げを唱えていた。しかし、全林野の場合は、その大幅賃上げどころではなく、今まで

私に、これが労災職業病の闘争だと思っと思っています。労災職業病というのは、やはり職場で抵抗し闘わないと前進をしないということです。や

八ミリ映画 へカラー・四五分 剪映映画社製作

# この痛みを知れ

振動病とは何か？その根元をつき、攻撃にさらされる仲間たちに呼びかける感動の記録映画！

貸し出しは安全センターへ問い合わせ

# 現場から生まれた学習・情報誌



**前線から**

七月 大阪

大阪労働審判官 斎藤 浩二  
 編集長 斎藤 浩二  
 発行所 千里印刷

職場の安全衛生を考える (第八回)

---

## 関西労災職業病

**購読料**

1部 2000円  
 2部 3000円  
 3部 4000円  
 4部 5000円  
 (以上送料込)  
 5部以上は送料当方負担

**1部 ¥100**

購読希望者を御紹介下さい  
 三ヶ月の試読可



早く・安く

1部 ¥100

■ 9月25日 労働者住民医療機関連絡会議結成総会のもよう (詳しくは次号)

### 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

## (株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28